

2016年にNISA口座で購入されたお客様へ

重要なお知らせ

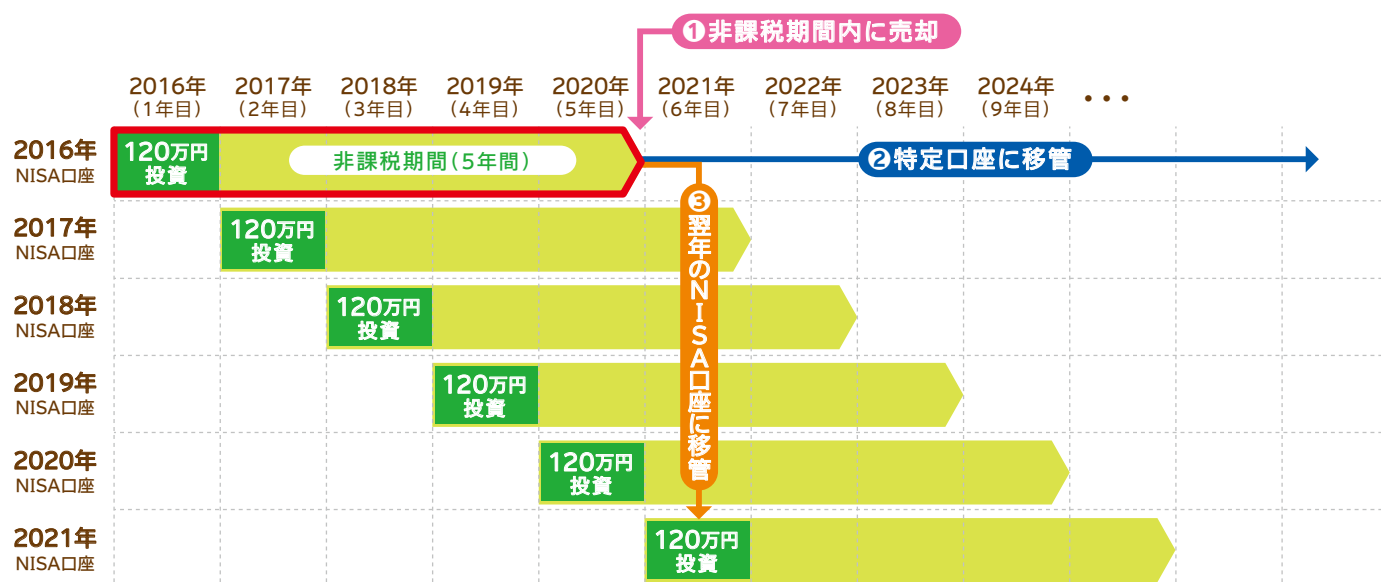
NISA非課税期間の終了に伴う お手続きのご案内

2016年にNISA口座で購入されたものは、2020年12月末で非課税期間が終了します。

2020年11月30日(月)までにお手続きをお願いします。

NISA非課税期間の終了について

NISA(少額投資非課税制度)は、最大5年間の非課税期間が定められており、この期間内であれば売却益・配当金等が非課税となります。現在、NISA(少額投資非課税制度)口座にてお預りしている有価証券のうち、本年末で5年間の非課税期間の満了を迎えるお預りがございます。つきましては、対象のお預りについて、次の①～③よりご選択いただき、お手続きくださいますようお願いいたします。



NISA非課税期間の終了に際して3つの選択肢があります。

① 非課税期間内に売却する

お取引店にご注文ください。
受渡日が年内となる
注文までとなります。

② 特定口座に移管する

特定口座(未開設の場合は一般
口座)に移管する場合は、
お手続き不要です。

③ 翌年のNISA口座に 移管(ロールオーバー)する

本年11月30日(月)(当社着)までに、
同封の「非課税口座内上場
株式等移管依頼書」にご記入の
うえ、ご返送ください。

詳しくは中面をご覧ください。▶

① 非課税期間内に売却する場合

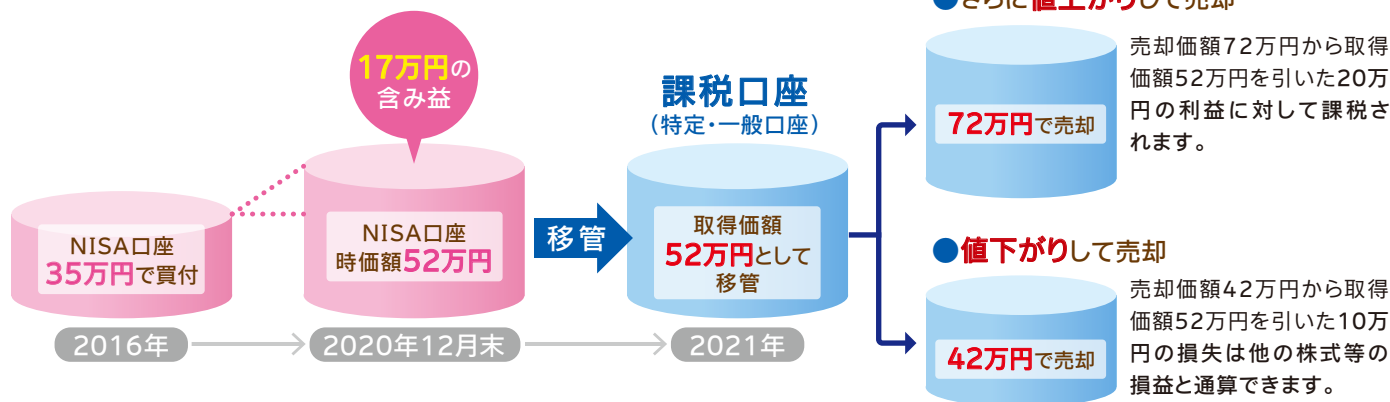
お取引店にご注文ください。受渡日が本年内となる注文が非課税期間内の売却となります。

② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する場合

特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管する場合は、お手続き不要です。

特定口座や一般口座の課税口座への移管は、移管時(本年末)の時価が取得コストとなり、移管後に売却する場合は、当該取得コストをもとに譲渡損益が計算されます。

特定口座を開設されている場合は、特定口座への移管が優先されます。



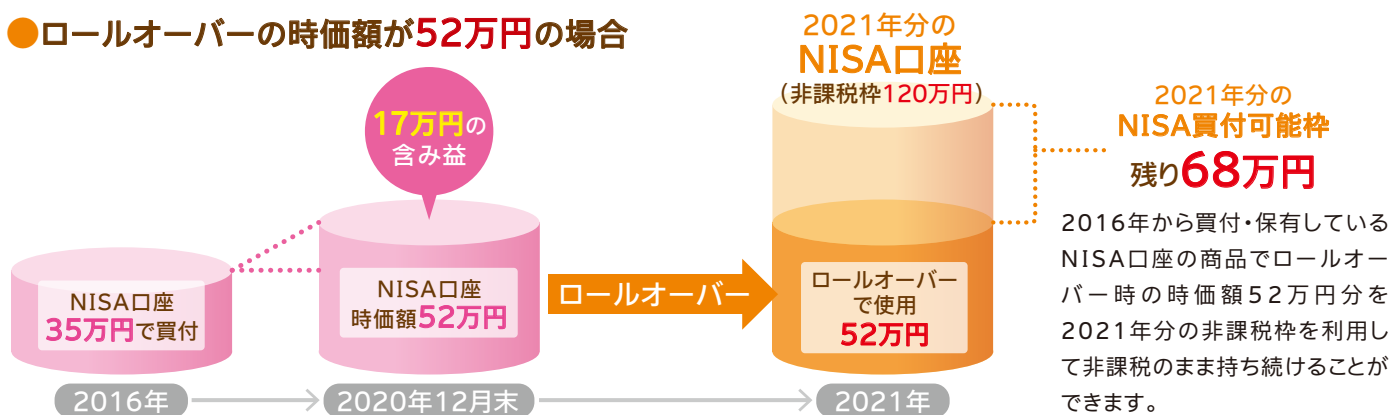
③ 翌年のNISA口座に移管(ロールオーバー)する場合

「非課税口座内上場株式等移管依頼書」に必要事項をご記入のうえ、本年11月30日(月)(当社着)までに、ご返送ください。

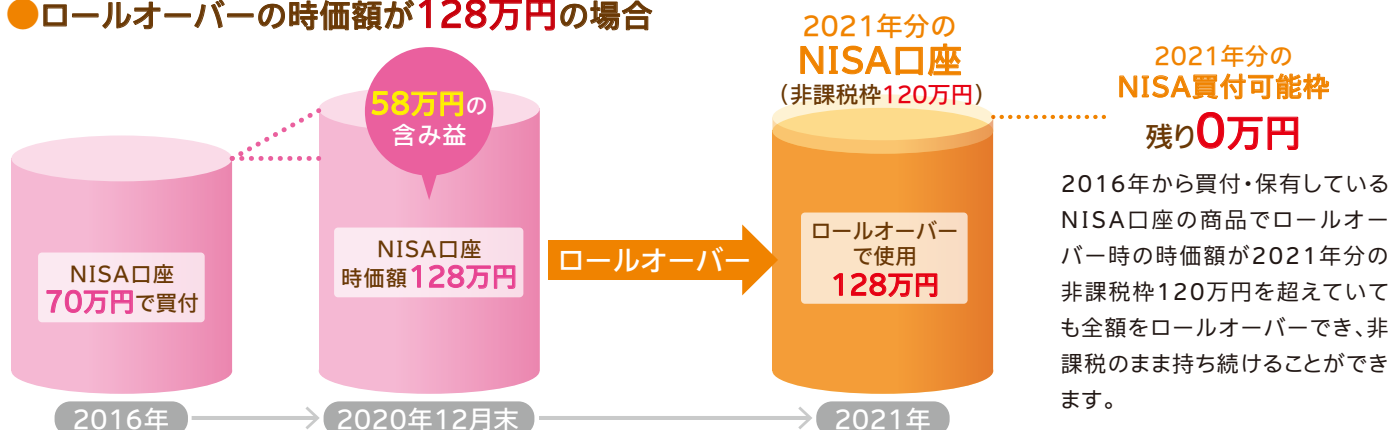
2021年分のNISA口座で非課税のまま持ち続けることができます。

ロールオーバーは翌年120万円の非課税枠のうち、持ち続ける商品の時価額分を使用することで延長できます。

● ロールオーバーの時価額が52万円の場合



● ロールオーバーの時価額が128万円の場合



ロールオーバーの注意点

- ロールオーバーのお手続きがない場合は、課税口座の特定口座(未開設の場合は一般口座)に移管されます。
- ロールオーバーを行うには、翌年のNISA勘定が設定されている必要があります。

ロールオーバーのお申込み方法

ステップ①

同封の「【NISA】本年末に非課税期間の満了を迎えるお預り情報のお知らせ」で対象銘柄をご確認ください。



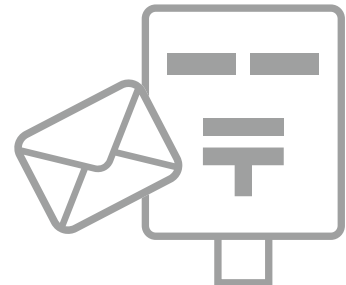
ステップ②

同封の「非課税口座内上場株式等移管依頼書」に必要事項をご記入ください。

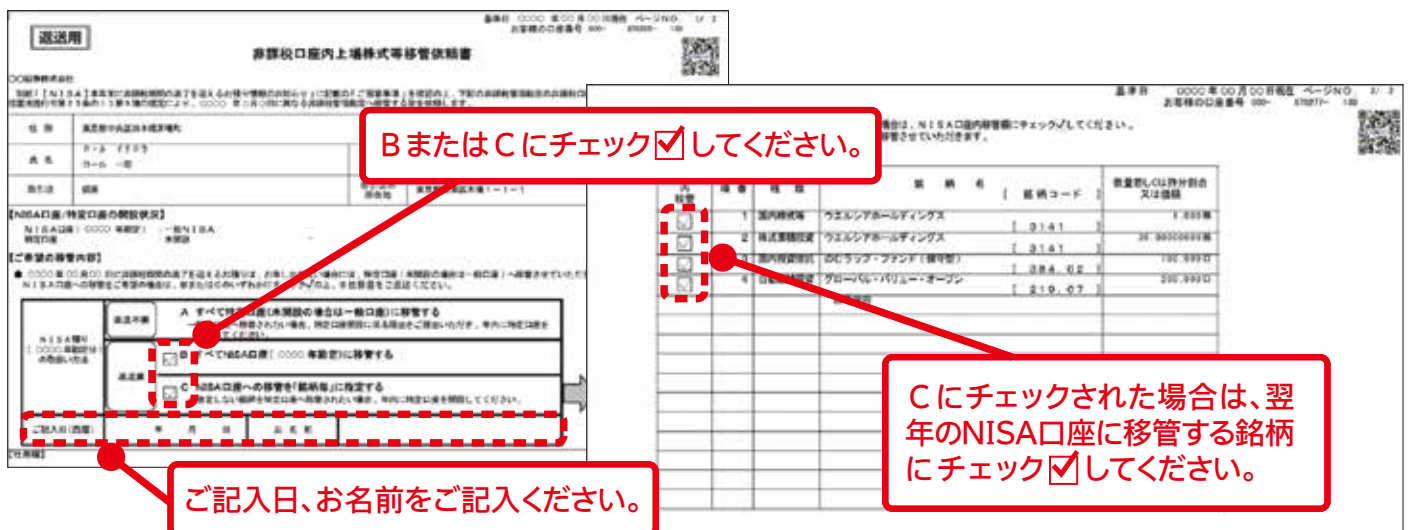


ステップ③

同封の「返信用封筒」に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を同封のうえ、ご返送ください。



「非課税口座内上場株式等移管依頼書」記載方法



BまたはCにチェック☑してください。

Cにチェックされた場合は、翌年のNISA口座に移管する銘柄にチェック☑してください。

ご記入日、お名前をご記入ください。

Q&A よくある質問

- Q** 時価120万円以上でもロールオーバーできますか？
- A** ロールオーバーできます。非課税期間が終了する銘柄については、本年末の時価が非課税枠である120万円を超えていてもロールオーバーすることができます。
- Q** ロールオーバーするには、いつまでに手続きが必要ですか？
- A** ロールオーバーされる場合は、本年11月30日(月)(当社着)までに、同封の「非課税口座内上場株式等移管依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
- Q** 手続きしなかったらどうなりますか？
- A** 課税口座の特定口座(未開設の場合は一般口座)へ移管されます。なお、移管時に特定口座を開設している場合は特定口座に、特定口座を開設していない場合は一般口座へ移管されます。
- Q** 非課税期間が終了し、課税口座に移管された銘柄を再度NISA口座に戻すことはできますか？
- A** 一度課税口座に移管された銘柄は、NISA口座に戻すことはできません。

NISA口座への移管(以下、ロールオーバーといいます)に関する留意事項

- ロールオーバーをご希望の場合は、本年11月30日(月)(当社着)までに「非課税口座内上場株式等移管依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
- ロールオーバーを行う場合、翌年の非課税枠を本年末の時価(非課税期間満了時の時価)に基づいて使用します。
- ロールオーバーを行った場合の翌年のNISA買付可能額(非課税枠)は、「120万円－ロールオーバーによる使用額」となります。
- ロールオーバー使用額が120万円を超える場合もロールオーバーすることができますが、この場合は翌年にNISAでの買付はできません。
- ロールオーバーを行うには、翌年のNISA勘定が設定されている必要があります。設定されていない場合は、課税口座の特定口座(未開設の場合は一般口座)へ移管されます。
- 年内にNISA買付注文をいただいても受渡日が翌年となる場合は、翌年のNISA対象となります。当該注文とロールオーバーのご希望のNISA預りがある場合は、ロールオーバーを優先して翌年の非課税枠を使用します。ロールオーバーによる使用額＋当該注文買付額が120万円を超える場合は、すべて特定口座(未開設の場合は一般口座)の買付注文として取り扱います。
- ロールオーバーをご希望されているNISA預りについて年内に売却注文をいただくことは可能ですが受渡日が翌年となる場合は翌年の非課税枠を使用したうえでNISA売却が行われます。

特定口座(または一般口座)への移管に関する留意事項

- 「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を、本年11月30日(月)(当社着)までにご提出いただけない場合は、課税口座の特定口座(未開設の場合は一般口座)へ移管させていただきます。
- 特定口座(または一般口座)へ移管するお預りの取得コストは、その銘柄の本年末の時価(非課税期間満了時の時価)が適用されます。売却時には当該取得コストに基づき譲渡益税が算出されます。
- 特定口座を開設済の口座で一般口座への移管をご希望の場合は、別途手続きが必要となりますのでお取引店にご連絡ください。
- 特定口座や一般口座の課税口座に移管して保有した場合は、移管後の売却益や配当金・分配金等は課税対象となります。
- 特定口座(または一般口座)への移管希望のNISA預りに対して受渡日が翌年となる売却をご希望の場合は、事前に特定口座(または一般口座)へ払出するための所定の手続きを行ったうえで、特定預り(または一般預り)の売却としてご注文ください。

お手続きなどでご不明な点がございましたら、お取引店にお問い合わせください。

岡地証券株式会社

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目7-26

第一種金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第5号 日本証券業協会加入 一般社団法人日本投資顧問業協会加入

TF2020-08-31